

介護保険負担限度額認定申請チェックリスト

- 被保険者氏名、生年月日、住所、被保険者番号、個人番号は正しく記入されていますか？
- 介護保険施設に入所（入院）中の場合（ショートステイは除く）は、施設の名称、所在地、入所（入院）年月日は正しく記入されていますか？
- 成年後見人が申請される場合、申請書余白部分へ「〇〇〇〇（被保険者名）後見人△△△△」と署名押印及び登記事項証明書の写しの添付はされていますか？
- 配偶者の有無に○はついてますか？
(配偶者が有の場合)「配偶者に関する事項」の欄が漏れなく記入されていますか？
- 収入等に関する申告欄が漏れなく記入されていますか？
- 預貯金額等に関する申告について漏れなく記入されていますか？
預貯金額（定期預金を含む）、有価証券、その他(負債や現金等がある場合は記入)の欄に金額が記入されていますか？(有価証券・その他がない場合は0円と記入してください。)
- 預貯金額等について金額が分かるものの写しを添付されていますか？
※配偶者がいる場合、お二人分必要となります。
(1) 通帳の写し(本人・配偶者名義口座を全てご提出ください。)
口座はあるが通帳を紛失し提出が不可能な場合は、必ずその旨をお伝えください。
 - ・通帳を窓口を持参していただいた場合、職員でコピーを取ります。
 - ・申請者が事前にとった写しをご提出された場合でも、不足部分の写しをいただくことがありますので、通帳もお持ちください。写しの取り方は資料2を参照。
 - ① 見開き1ページ目(銀行名・支店名・口座番号・名義の分かるページ)
 - ② 直近2か月以内の記帳がある最終残高のページ(申請前に必ず記帳してください。)

※まとまった預金(110万円以上)や、定期的な引き出しある場合、用途や現金で保有していないか等をお聞きすることがあります。

※年金振込口座に最終残高のページに年金振込が確認できない場合は、その前のページの写しも添付してください。

 - ③ 定期預金等のページ

総合口座など、定期預金等がある通帳の場合は、定期預金等の利用がない場合でも、白紙1ページ目の写しを添付してください。定期証書等としてお持ちの場合は、その写しが必要です。

 - (2) 有価証券等の金額が分かるもの
- 申請者(申請書下部)欄に窓口へ提出される方(代行者)の情報は、記入されていますか？
- 申請書裏面の同意書の記入はありますか？(記入がない場合、受付できません。)

※上記項目に不足があると、全ての資料等が揃うまで認定審査はできませんので、ご注意ください。

※虚偽の申告により、不正に特定入所者生活介護サービス費の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定につき、支給された額及び最大その2倍の加算金を返還していただくことがあります。